

昭和48年4月1日発行

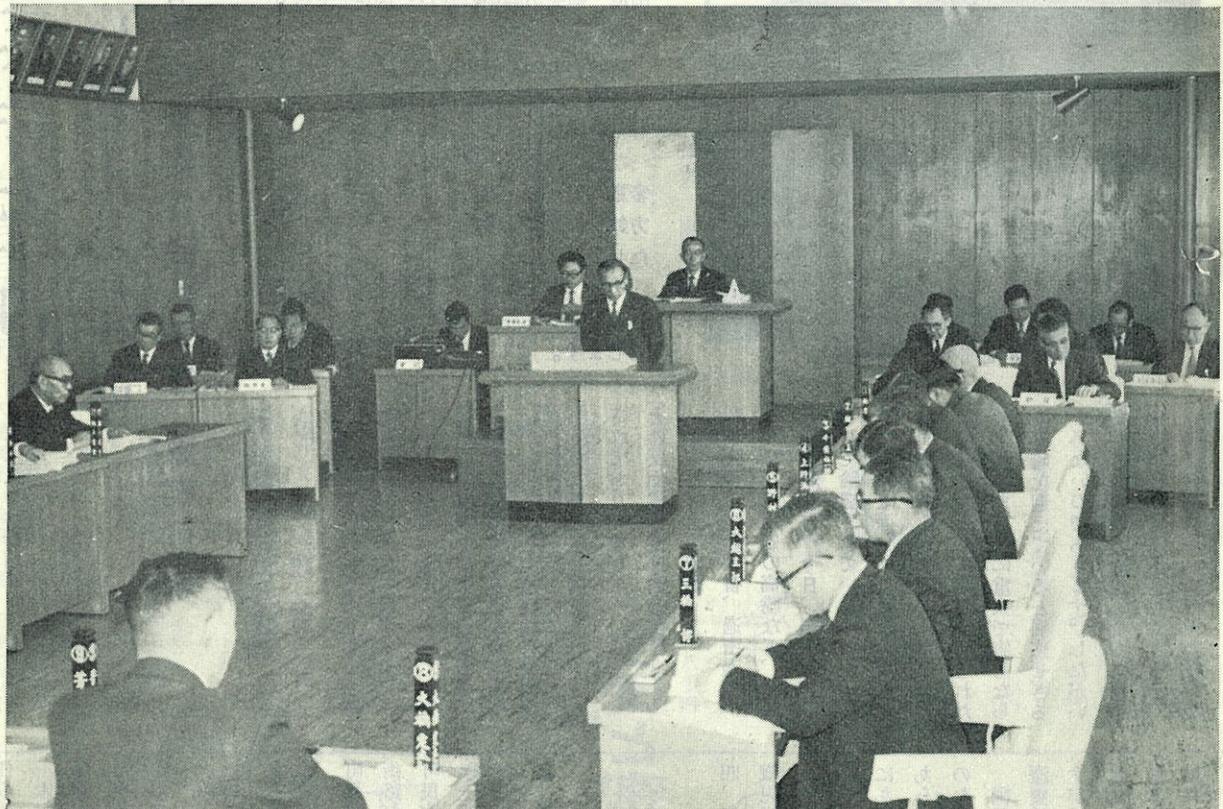
No. 134

ニセコ町役場総務課

たいせつに保存をあとでお役に立ちます。

広報

ニセコ



町の人口

男.....2,597人
女.....2,792人
計.....5,389人
世帯数...1,383世帯
(48年2月末現在)

昭和48年 4月号

4

町の発展を目指して

「新年度予算町議会開かれる」

やわらかな春の日ざしを浴びて草木が芽をふくころ、私たちの身のまわりの事業も活気にあふれ、躍動しへじめます。

3月12日から23日まで開催された、第2回定期町議会において遠藤町長は「住民と密着した行政の推進に全力をつくす……」と町政に対する所信を述べ、今年度の行政方針を明らかにしました。

6億8千余万円のばる大型予算も議決され、その概要を次ページに掲載いたしましたので、町民みなさまの深いご理解とご協力をお願いいたします。

6.20
23

六億八千三三五万七千円の大型予算で 住みよい郷土の建設

昭和48年度各会計予算、原案可決

第2回定例町議会

第2回定例町議会は、3月12日から23日まで議場で開かれ議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例のほか、12件の条例改正と、昭和48年度各会計予算及び昭和47年度補正予算の議案を審議し、原案どおり可決いたしました。

新年度予算の総額は、一般会計と有線国保、簡水の特別会計をあわせて6億8千335万7千円。

一般会計の予算額は、5億9千550万7千円で前年度の当初予算に比較し31.47%の伸びとなつております。

なお、遠藤町長は、昭和48年度予算の審議に先立ち、町政に対する所信と行政方針をつぎのように述べ決意を新たにいたしました。

それでは、町長の行政方針の大要と新年度予算のあらましについてお知らせいたします。

議会だより



【行政方針を述べる遠藤町長】

▼昭和四十八年度の行政方針

行政方針

昭和四十八年度の各会計予算を第二回定例町議会に提出するにあたり町政執行の基本方針について

その所信を述べたいと存じます。

國の経済成長は、めざましい進展をつけ、日本の国際的立場は

きわめて高く重視されておりますが、

その反面、内政において深刻な土地問題

産業公害、交通災害、過密過疎、かつは、諸物価の高騰など、多くの社会問題が、今日、国民的課題として論議されているこのきびしい時代に直面して、現下の地方公

共団体のあるべき姿、また町政執行の責任者として私に課せられた責務は、まことに重大で容易ならざる時を迎えていたと痛感せざるを得ないのであります。したがいましてこのことを深く心して町政を担当して参る所存であります。

町づくりの基本は町民の豊かな

4. 住民福祉の増進―乳幼児（三歳児未満）の医療費の無料化。
5. 教育施設の整備―ブルーハウスの建設など。これら施策事業にあたつては、財政上はもとより中小企業振興融資預託貸付金三〇〇万円、

6. 国民健康保険事業特別会計では療養給付費は年々増大しておりますため努力する所存であります。

7. 水道事業の実現のため努力する所存であります。

8. 道路改良と舗装の実現のため努力する所存であります。

9. 水道事業の実現のため努力する所存であります。

10. 山の家に至る冬期除雪の実施

11. 道々蘭越ニセコ俱知安線のうち、ニセコ地区路線の早期道

12. カンユンペツ川、直轄明渠排水のため努力する所存であります。

13. 急行宗谷、ニセコ駅停車の実現

14. 水道事業の実現のため努力する所存であります。

15. 道々蘭越ニセコ俱知安線のうち、ニセコ地区路線の早期道

16. 新幹線、北回り線の実現

17. 町道小花井線、俱知安線、ルベシベ線の道々昇格

18. 道々ニセコ俱知安線、ニセコ温泉

19. 道々ニセコ温泉の開発

20. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

21. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

22. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

23. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

24. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

25. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

26. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

27. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

28. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

29. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

30. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

31. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

32. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

33. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

34. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

35. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

36. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

37. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

38. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

39. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

40. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

41. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

42. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

43. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

44. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

45. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

46. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

47. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

48. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

49. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

50. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

51. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

52. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

53. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

54. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

55. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

56. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

57. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

58. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

59. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

60. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

61. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

62. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

63. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

64. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

65. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

66. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

67. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

68. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

69. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

70. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

71. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

72. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

73. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

74. 土木工事の実現のため努力する所存であります。

住みよい環境づくりにあります。本町のもつ恵まれた自然、豊かな風土をいかして、町民が安定した生活ができる町とするため、一生活ができる町とするため、一

本方針をたてたのであります。

昨年来、検討を進めてきました「ニセコ町総合計画」の第二年目と

して、つぎの町政施策について基

本方針をたてたのであります。

これまで、簡易水道事業特別会計の本方針を引き上げたとしてお

りますが、昭和三十六年に簡易水道使用料を引き上げたとしてお

ります。

また、簡易水道事業特別会計の本方針を引き上げたとしてお

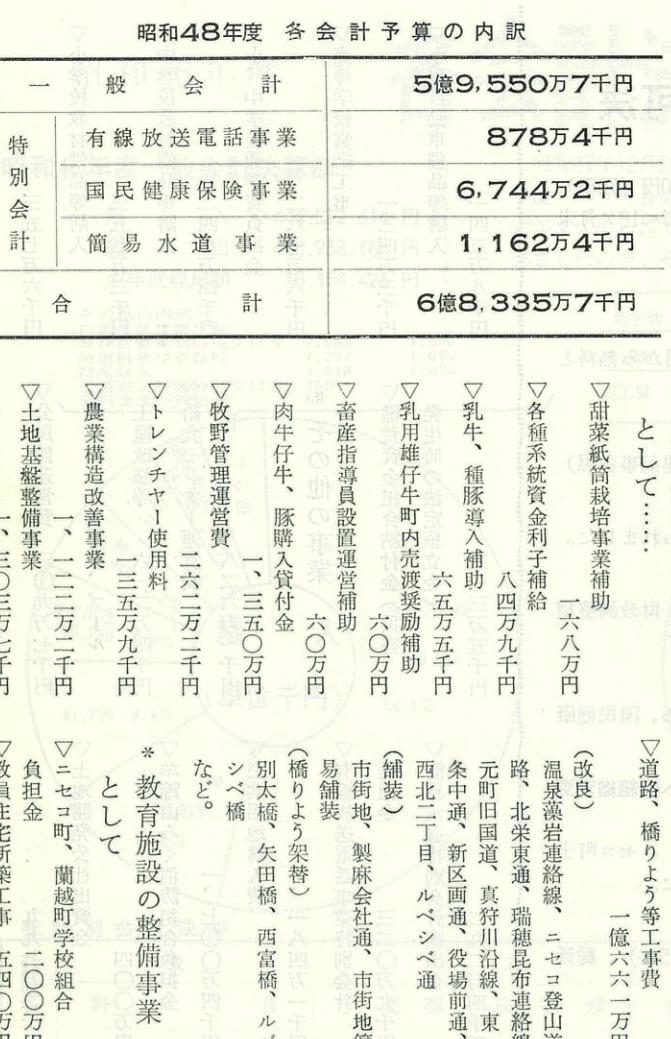
ります。

道施設設置以来、初めて使用料の引き上げをするわけで、現下の人

件費、施設維持費等に要する経費は、年々増加しており、この点、ご諒承願いたいと存するのであります。

引き上げをするわけで、現下の人

件費、施設維持費等に要する経費は、年々増加しており、この点、ご諒承願いたいと存するのであります。



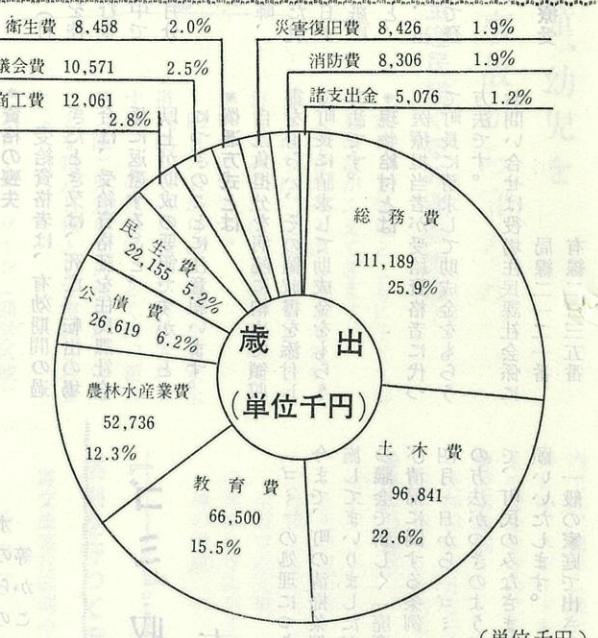
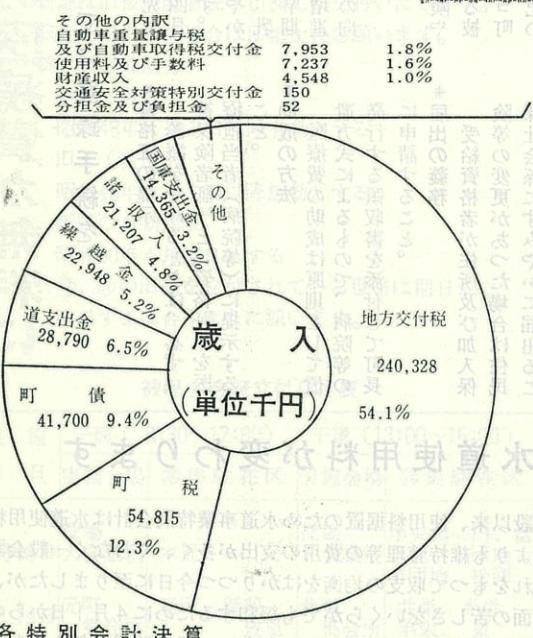
昭和46年度

各会計決算認定される

昭和46年度一般会計決算額

歳 入	444,092,614 円
歳 出	428,938,188 円
翌年度繰越額	15,154,426 円

昭和47年12月20日開会の第8回定期町議会に提出された、昭和46年度ニセコ町各会計の決算は、決算審査特別委員会に附託され、検討がすすめられていましたが、このほど町議会で原案どおり認定されましたので、そのあらましをお知らせいたします。



会計名	歳 入		歳 出		
	科 目	予 算 額	決 算 額	科 目	予 算 額
有線放送電話事業	1. 使用料及び手数料	4,043	4,043	1. 総務費	13,026
	2. 分担金及び負担金	246	253	2. 公債費	2,518
	3. 財産収入	35	36	3. 予備費	18
	4. 繰入金	2,310	2,274		
	5. 繰越金	424	424		
	6. 諸収入	4	22		
	7. 町債	8,500	8,500	歳出合計	15,413
歳入合計		15,562	15,552	歳出合計	15,413
国民健康保険事業	1. 国民健康保険税	19,220	19,554	1. 総務費	3,497
	2. 使用料及び手数料	4	6	2. 保険給付費	52,268
	3. 国庫支出金	33,843	35,347	3. 保健施設費	2,005
	4. 道支出金	30	30	4. 基金積立金	271
	5. 財産収入	270	276	5. 諸支出金	2
	6. 繰越金	4,875	4,876	6. 予備費	200
	7. 諸収入	4	426	歳出合計	52,358
歳入合計		58,243	60,525	歳出合計	52,358
簡易水道事業	1. 使用料及び手数料	4,998	5,097	1. 総務費	2,816
	2. 財産収入	294	312	2. 管理費	3,419
	3. 繰入金	2,508	2,508	3. 新営改築費	1,238
	4. 繰越金	99	99	4. 公債費	2,176
	5. 諸収入	1,760	1,779	5. 予備費	10
歳入合計		9,659	9,795	歳出合計	9,419

『前田商店』を新しく指定しました。

乳幼児医療費の助成条例 など24議案を可決

□草地管理条例の一部改正

町営牧野の1日の使用料が、成畜<18ヶ月以上>80円(70円)、育成畜<10ヶ月以上18ヶ月未満>70円(60円)、仔畜<10ヶ月未満>60円(50円)に改められました。

注：()内は改正前の料金です。

□乳幼児医療費の助成に関する条例

この条例の制定により、3歳児未満の医療費が4月から無料となります。(6ページの関連記事参照)

□水道事業条例の一部改正

水道使用料が変更になりました。(6ページの関連記事参照)

□国民健康保険条例の一部改正

被保険者の育児手当、月額200円が500円に改められました。

□財政調整積立基金の費消について

昭和48年度一般会計(建設事業費)に充当のため、財政調整積立基金1千480万円を費消。

□国民健康保険基金の費消について

昭和48年度国民健康保険事業特別会計に充当のため、国民健康保険基金300万円を費消。

□財団法人ニセコ町振興公社のニセコ町土地開発公社への組織変更について

公有地拡大のため、財団法人ニセコ町振興公社は、ニセコ町土地開発公社に組織変更し、その定款も定められました。

□町道路線の変更について

町道瑞穂昆布連絡線の幅員が4.0~6.5m(4.0~5.5m)、総延長1,790.0m(1,020.0m)と変更になりました。

□廃棄物の処理及び清掃に関する条例

現行の町清掃条例が廃止され、新たに廃棄物の処理及び清掃に関する条例が定められました。(6ページの関連記事参照)

□土地取得について

公共用地先行取得のため、字里見1番地から9番地の土地、66.750.85m²を1千874万5千円で取得購入しました。

□町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例

町営土地改良事業の施行に際し、その受益者から事業に要する経費(補助金を除いた額)を現金、労力、または現物で賦課徴収したり、またこの事業の完了した年度の翌年度から8ヶ年以内に農地以外に転用したり畑であつたものを田に転用した場合には、総事業費に対し、その面積に応じて賦課金が徴収されることになりました。

また、この条例の施行に際し從来の土地改良事業等に関係する条例は廃止となりました。

□昭和47年度一般会計補正予算

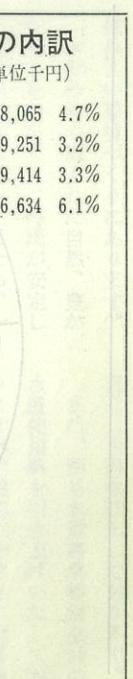
補正額 1千537万2千円追加

総額 5億9千167万9千円

<才出のおもなもの>

▷簡易水道特別会計繰出金167万7千円減額 ▷種豚センター優良種豚導入補助134万5千円追加 ▷羊糞、東トラクター利用組合、共栄トラクター利用組合補助468万6千円追加 ▷土地購入872万2千円追加。

△小学校舎營繕工事	三五七万六千円
△中学校教材備品等購入	二四八万四千円
△小、中学校通学費負担金	二八一万八千円
△小型自動車備品等購入	一四五万八千円
△高等学校營繕工事	一三四万三千円
△テニスコート新設、プール	八二六万一千円
△上屋改修等	六一二万四千円
△給食センター運営費	一、七〇〇万四千円
△公民館運営費	三〇九万七千円
△温室新設工事	四五九万五千円
△羊蹄山ろく消防組合負担金	四〇〇万円
△土地開発公社出資金	九九七万二千円
△町有林造成(三〇〇ヘクタ	ル)



【6】

乳幼児(未満児)の医療費が無料に

4月15日までに登録手続を

町は、道にさきがけて乳幼児医療費の保護者負担分に対し、4月から金額助成を実施いたします。これは乳幼児が健康新成長することを望むもので、乳幼児の病気を早期に発見し、早期に治療することが健康保持の増進措置であり、加えて児童福祉の向上をはかるものです。

*助成の対象

この対象は、国民健康保険や各社会保険等に加入している被保険者又は、組合員でニセコ町に住民登録されている乳幼児の保護者であること。

*助成範囲

対象乳幼児に係る医療費(付加給付のある場合はその額を控除した額)及び初診料を含む全額で、対象乳幼児が月の途中で三歳に達した場合でもその月分を助成する。

*資格の登録

昭和四十五年四月一日以降、

昭和四十八年三月中に生れた乳幼児の保護者は、四月十五日までに住民課社会係にある用紙にて登録申請書を提出すること。

*資格証の交付

登録者に対しては、『医療受給資格証』を交付する。

*資格証の提示
被保険者証と『資格証』を医療担当者(病院等)に提示すること。

*助成の方法
医療費の助成は原則として償還方式によるもので、病院等の発行する領収書を添付して町長に申請すること。

*届出の義務
受給資格者が住所及び加入保険等の変更があった場合は、受給資格証を住民課社会係に返却すること。

以上が助成の要領ですが、とくにつぎのことに注意願います。

*償還方式とは

自己負担分を病院に納めて領収書をもらい、その領収書を添付して町長に請求して助成金をもらう方法です。

*現物給付とは

医療担当者が受給資格者に代つて町長に請求して助成金をもらう方法です。

*ゴミの収集処理の方法が変わります

内では、通学(園)児童の保護につとめ、スピードをおとし、子どもの安全を守つてあげましょう。

*実施期間

昭和48年4月6日(金)から昭和48年4月15日(日)まで

*運動の重点

◇スクール・ゾーンの設定促進とその定着化

*解説

「後写鏡の効用を妨げるよ

うな物の使用禁止

「後写鏡の効用を妨げるよう物を置き、または、カーテンの類を用いないこと」

*運動を守つて安全運転

道交法施行細則の改正

*その②

道民総ぐるみ運動

日々の通学には、交通事故の危険

がいっぱいです。

4月6日からは、『春の交通安全

道民総ぐるみ運動』が実施されま

すが、この運動は、とくに、新入

学(園)児童を交通事故から守ることを重点目標として実施されま

す。

*スクール・ゾーン(通学区域)



新入学(園)児童、幼児を

交通事故から守ろう

春の交通安全道民総ぐるみ運動実施

四月一入学期とともに子どもの交通事故がふえています。

入学または入園してしまもない子どもたちは、交通知識もとぼしく

お問い合わせは役場住民課社会係に

水道使用料が変わります

水道布設以来、使用料据置のため水道事業特別会計は水道使用料等の収入よりも維持管理等の費用の支出が多く、やむなく一般会計から繰入れをもつて収支の均衡をはかりつつ今日に至りましたが、この財政面の苦しさをいくらかでも緩和するために4月1日からの水道使用料を別表のように改めるとともに、量水器貸付料を徴収しないことにいたしました。町民みなさまの深いご理解とご協力をお願いいたします。

水道使用料金表(1ヶ月分)

地域別	種別	料率	基本料金		超過料金	
			用途	数量	金額	数量
市街地	定額	一 般 用	家族人員 5人まで	400円	1人増す毎に	30円
	計	一 般 用	10m³まで	450	1m³増す毎に	40
	營 業 用	20ヶ	700	ヶ	40	ヶ
	浴 場 業 用	30ヶ	500	ヶ	20	ヶ
	官 公 署 団 所 体 用	20ヶ	700	ヶ	40	ヶ
	工 業 用	200ヶ	3,000	ヶ	20	ヶ
	共 同 浴 場 用	50ヶ	800	ヶ	20	ヶ
地区	量	粗大ゴミで一時排出量八〇キログラム以上のものは、焼却、破碎、圧縮などの前処理をして、各自が粗大ゴミで一時排出量八〇キログラム以上のものは、焼却、破碎、圧縮しなければならなくなりました。	粗大ゴミで一時排出量八〇キログラム以上のものは、焼却、破碎、圧縮などの前処理をして、各自が粗大ゴミで一時排出量八〇キログラム以上のものは、焼却、破碎、圧縮しなければならなくなりました。	粗大ゴミで一時排出量八〇キログラム以上のものは、焼却、破碎、圧縮などの前処理をして、各自が粗大ゴミで一時排出量八〇キログラム以上のものは、焼却、破碎、圧縮しなければならなくなりました。	粗大ゴミで一時排出量八〇キログラム以上のものは、焼却、破碎、圧縮などの前処理をして、各自が粗大ゴミで一時排出量八〇キログラム以上のものは、焼却、破碎、圧縮しなければならなくなりました。	粗大ゴミで一時排出量八〇キログラム以上のものは、焼却、破碎、圧縮などの前処理をして、各自が粗大ゴミで一時排出量八〇キログラム以上のものは、焼却、破碎、圧縮しなければならなくなりました。
村の郷土地区	定額	一 学 校 用	家族人員 5人まで	300	1人増す毎に	30
	計	營 業 用	20m³まで	600	1m³増す毎に	30
宮田地区	量	一 般 用	10ヶ	450	ヶ	40
	計	營 業 用	20ヶ	700	ヶ	40
	官 公 署 团 所 体 用	20ヶ	700	ヶ	40	ヶ

町の日誌

3月

観光審議会

巡回農地相談

三税共同納税相談

議会総務常任委員会

6日 6日～7日 新就職者研修会

8日 人権相談所開設

12日～23日 第二回定例町議会

18日 全町スキー大会

25日 ニセコスキーフェスティバル

29日 婦人消防クラブ総会

31日 社会教育委員会

30日 企業誘致促進委員会

29日 女子青年学級閉校式

28日 教育委員会

4月から役場の執務時間が変更

4月1日から役場の執務時間が変更になりましたのでお知らせいたします。

午前8時30分から午後5時まで

ただし、土曜日は正午まで。

